

予 算 要 求 資 料

令和3年度12月補正予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療整備対策費

事業名 **新** 新型コロナウイルス感染症臨時医療施設運営事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部医療整備課医事係 電話番号：058-272-1111 (内 3907)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 355,000 千円 (前年度予算額：0 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補 正 要求額	355,000	332,509	0	0	0	0	0	0	22,491
決定額	355,000	332,509	0	0	0	0	0	0	22,491

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

新型コロナウイルス感染症拡大第5波により新型コロナウイルス感染症患者が急増したため、医療機関や宿泊療養施設が逼迫し、患者の自宅療養を余儀なくされている。このような状況で、入院待機者 (入院治療が必要であるが、入院先となる医療機関を調整中の患者) に対応できるよう、早急に入院待機施設を整備し、酸素投与や抗体カクテル療法など必要な処置を行う体制を整備・確保する必要がある。

(2) 事業内容

酸素投与等の緊急措置が必要な患者 (入院治療が必要であるが、入院先となる医療機関を調整中の者) に対し、一時的に受け入れ、必要な処置を行う施設を整備する。

(3) 県負担・補助率の考え方

○設置に係る経費 (備品、消耗品、人件費、消毒等) (国 10/10)

○3か月の運営に係る経費 (光熱水費、移送費等) (国 3/4、県 1/4)

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
備品購入費	32,000	臨時医療施設に必要な医療機器等の購入
使用料	8,000	臨時医療施設に必要な医療機器等のレンタル
消耗品費	10,193	事務物品、薬品、コピー代等
業務委託料	149,030	①ゾーニング設営②施設運営（事務局・消毒・警備）③廃棄物処理④電気・空調管理運営費⑤移送 等
負担金	125,928	医療従事者の報酬相当負担金
光熱水費	28,988	施設電気使用料
旅費	464	職員旅費、専門家による施設確認に係る費用弁償
報償費	325	専門家による施設確認に係る報償費
役務費	72	電話代、郵便代
合計	355,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・第5波「緊急事態措置延長」を受けて～「生命を守る」体制の再構築～
(R3.9.9 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

(2) 国・他県の状況

- 体育館等公共施設に新設：東京、埼玉、千葉、愛知、福井、京都、滋賀
※感染者の減少により、愛知、福井は運営を休止している。

(3) 後年度の財政負担

感染状況に応じて運営

(4) 事業主体及びその妥当性

新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の二に定められている。

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であって都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

事業評価調査書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

第5波で医療機関や軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設が逼迫していることを踏まえ、9月中に入院待機者（入院治療が必要であるが、入院先となる医療機関を調整中の患者）に対応できるよう、酸素投与や抗体カクテル療法など必要な処置を行うことができる入院待機施設を整備する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移			現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予測することができず、その都度必要な対策を柔軟かつ迅速に実施する必要があるため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	病床逼迫時に一時的に患者を受け入れ、必要な措置ができる臨時の医療施設の整備は、県民の生命を守るうえで極めて重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	病床逼迫時には、入院調整中の患者を一時的に受け入れ、必要な措置ができる有効な臨時医療施設である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	必要に応じて、外部委託を行うなど、事業の効率化は図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予測することができず、その都度必要な対策を柔軟かつ迅速に実施する必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県内の感染状況や国の対策など、刻一刻と変化する情勢を的確に分析し、必要な対策を柔軟かつ迅速に実施していく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	
--	--